

## 共催・協賛・後援等規程細目

### (総 則)

第1条 本規程細目は、本学会が、本学会事業に関連ある機関より、その機関が主催する講演会・講習会・シンポジウム等の公開技術会合に対し、共催・協賛・後援等（以下共催等という）の依頼を受けた場合の取扱いについて定めるものである。

### (応諾の原則)

第2条 共催等を応諾する場合は、その主催機関・目的・内容等が、原則として次の各項に該当するものでなければならない。

- 1 主催機関 官公庁ならびに公益法人またはこれに準ずる団体で、本学会事業に関連のある機関であること。
- 2 目 的 営利および政治目的でないこと。
- 3 内 容 本学会事業に関連ある学術的な会合であり、かつ本学会会員にとって有益なものであること。

### (応諾の条件)

第3条 共催等に対する応諾の条件は、原則として次による。

#### 1 共 催

- 1) 主催機関が次のいずれかに該当するもので、原則としてその内容に対し計画当初より本学会が何らかの形で関与するもの。
  - ① 日本学術会議の機関
  - ② 日本工学会加盟学協会
  - ③ 官公庁等の機関
  - ④ その他、本学会の目的に密接な関係がある機関
- 2) 経費・労務等の負担は、本学会が計画当初より委員を派遣するなどにより参加する以外は、原則として負担しない。

#### 2 協賛・後援

- 1) 本学会が協賛・後援することにより一定の成果をなし得ると認められるもので、その内容が本学会会員にとり有益と認められるもの。
- 2) 経費・労務の負担のないもの。
- 3) 行事を運営する事務局が主催機関に直属しない場合は、原則として応諾しない。

### (依 頼)

第4条 共催等の依頼は、原則として主催機関の代表者より電気学会会長宛の文章で受理する。

### (応諾の決定)

第5条 応諾の決定は研究経営担当副会長の承認を必要とする。

### (本学会会誌への掲載)

第6条 本学会会誌へ開催案内掲載の依頼があった場合は、原則として次により会告欄に掲載する。

- 1 共 催 本学会が計画当初より、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。また掲載は2回以上行なうことができる。その他の共催の場合は、次の(2) に準じて掲載する。

- 2 協賛・後援 原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載する。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は掲載しないことがある。

(著作権の取扱い)

第7条 論文集等の著作権に関する基本的事項は、編修・規程3「著作権」による。

2. 当該公開技術会合が他団体と共催等の形で開催される場合は、関係団体と協議して著作権に関する取扱いを別途定める。

(その他)

第8条 共催等を応諾した場合は、主催機関から必要な資料等の送付を受けることを原則とする。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年3月26日、理事会において承認制定
2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。
3. 平成17年6月30日、研究経営会議にて一部改正